

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項及び青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第4管理期間）第4の3の（1）に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

平成30年9月11日
青森県知事 三村申吾

記

- 1 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ
- 2 管理期間
平成30年7月1日から平成31年3月31日まで
- 3 知事管理量に対する採捕の数量の割合（8月末現在）

{	30キログラム未満の小型魚	36.8%
	（採捕の数量69.9トン／知事管理量190.1トン）	
	30キログラム以上の大型魚	12.4%
	（採捕の数量44.8トン／知事管理量361.2トン）	

県計画第3に定める割当量に対する採捕の数量の割合 別添のとおり
- 4 知事管理量の対象となる採捕の数量が当該管理量を超えると見込まれる時期
未定（漁場形成等が例年と異なり、推定することが困難であるため）

(別添)

漁業協同 組合名	採捕の 種類の別	小型魚/ 大型魚の別	割当量 (トン)	漁獲実績 (トン)	割当量に対する採捕 の数量の割合(%)
猿ヶ森	定置漁業	大型魚	0.2*	0.1587	79.4
尻屋	定置漁業	小型魚	3.8	3.2990	86.8
尻労	定置漁業	小型魚	7.9	6.2002	78.5
深浦	承認漁業等	小型魚	5.5	5.0732	92.2
新深浦町	承認漁業等	小型魚	31.4	22.9511	73.1
大間 ^{※1}	承認漁業等	小型魚	4.4	4.2724	97.1

*印は留保枠取り扱い分

※1 印は平成 30 年 9 月 7 日現在、その他は 8 月末日現在